平成２５年（フ）第２４９９号
大阪府守口市金田町３丁目47番９号
債務者　濱田　　晃
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目41番７号、前住所大阪府交野市郡津１丁目１番115号
債務者　前田　育美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４２号
大阪府東大阪市七軒家11番13号
債務者　後藤由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９７４号
大阪市都島区毛馬町３丁目２番１―1515号
債務者　柿野　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番10―1202号
債務者　中川美枝子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３００８号
大阪市東住吉区鷹合１丁目20番２号阪南コーポ306号
債務者　上原　英修
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２０号
大阪府茨木市稲葉町14番17号　リブレ三光Ⅲ102号
債務者　松島　　勇
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０３５号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番28号　ミツヤパークウエスト501号
債務者　寺山　廣人
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０４９号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番30―605号
債務者　柳澤　淑美（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３０号
大阪市西成区山王３丁目５番24号　つばきマンション302号
債務者　木賊　静子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３３号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目９番２―304号
債務者　森岡　眞弓
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８号
東京都あきる野市雨間1003番地２
債務者　川端　一江
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
愛知県豊川市御津町大草新田14番地３
債務者　比嘉美奈子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２４号
愛知県豊橋市富本町35番地　205、従前の住所愛知県豊橋市曙町字南松原160番地　Ａ―206
債務者　佐野みどり（旧姓小木曽）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２８号
愛知県豊橋市佐藤４丁目35番地の13　101
債務者　片桐　真理
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２１号
川崎市多摩区菅城下27番２号　トゥインクルプラザ102
債務者　神谷　清美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係